

美里町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

熊本県美里町

(令和4年6月6日変更)

目次

1	基本的な事項.....	1
	(1)美里町の概況	1
	(2)人口及び産業の推移と動向	2
	(3)市町村行財政の状況	4
	(4)地域の持続的発展の基本方針.....	6
	(5)地域の持続的発展のための基本目標	6
	(6)計画の達成状況の評価に関する事項.....	6
	(7)計画期間.....	6
	(8)公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	8
	(1)現況と問題点	8
	(2)その対策.....	8
	(3)計画	9
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	10
3	産業の振興.....	11
	(1)現況と問題点	11
	(2)その対策.....	13
	(3)計画	15
	(4)産業振興促進	19
	(5)公共施設等総合管理計画との整合	19
4	地域における情報化	20
	(1)現況と問題点	20
	(2)その対策.....	20
	(3)計画	20
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	21
5	交通施設の整備及び交通手段の確保等.....	22
	(1)現況と問題点	22
	(2)その対策.....	23
	(3)計画	23
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	25
6	生活環境の整備.....	26
	(1)現況と問題点	26
	(2)その対策.....	27
	(3)計画	29
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	30

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
	(1)現況と問題点	31
	(2)その対策	32
	(3)計画	33
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	35
8	医療の確保	36
	(1)現況と問題点	36
	(2)その対策	36
	(3)計画	36
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	36
9	教育の振興	37
	(1)現況と問題点	37
	(2)その対策	38
	(3)計画	39
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	41
10	集落の整備等	42
	(1)現況と問題点	42
	(2)その対策	42
	(3)計画	42
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	42
11	地域文化の振興等	43
	(1)現況と問題点	43
	(2)その対策	43
	(3)計画	44
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	44
12	再生可能エネルギーの利用の推進	45
	(1)現況と問題点	45
	(2)その対策	45
	(3)計画	45
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	45
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46
	(1)現況と問題点	46
	(2)その対策	46
	(3)計画	46
	(4)公共施設等総合管理計画との整合	46

1 基本的な事項

(1) 美里町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、熊本県のほぼ中央に位置しており、熊本市から南東へ約 26km、車で約 40 分程度の距離にある自然豊かな地域である。

地勢は、東部地区に緑川ダム湖を有し、南部地域には標高 1,000m級の山岳が連なり、一部は九州中央山地国定公園にも指定されているなど山地丘陵部が多く、町の総面積 144.00 km²の約 4 分の 3(104.39 km²)を森林が占める典型的な中山間地域である。西部地区に一部平坦地が見られるが、宅地等は主に地域を東西に横切る国道 218 号をはじめとする主要道路に沿って点在している。また、緑川ダムや船津ダムを有する一級河川緑川とその支流を数多く抱え、この河川流域と傾斜地を利用した棚田等を有する台地部と、国道 218 号沿いに広がる、整備された平野部が本町の農業地帯となっている。

明治 22 年の町村制施行後、数度の合併等を経た後に、昭和 30 年に中央村(昭和 50 年に町制施行により中央町。)と砥用町となり、平成 16 年 11 月 1 日に中央町と砥用町が対等合併し美里町となっている。

町の基幹産業は農林業であり、稲作を中心に施設園芸、畜産、葉タバコ、茶、果樹などの農産物に加え、杉を中心とした木材の生産も行なわれている。平坦地の多い西部地域では上水道の整備が遅れており、企業等の誘致も進みにくい状態にある。

② 美里町における過疎の状況

町内には高校がなく、就業の場も少ないことから、進学や就職をきっかけとした転出も多く、年少人口と共に生産年齢人口も減少が続いている。

過疎対策については、昭和 45 年制定の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、これまでに産業の振興や生活環境の整備など総合的な過疎対策事業に取り組んできたところであるが、未だ整備されていない社会基盤が多く残されている。

人口減少により、集落の維持自体厳しくなっている地域があり、不足する社会基盤整備や既存施設の維持管理と併せて関係人口の創出等により、持続可能なまちづくりが必要となっている。

③ 社会経済的発展の方向

これまでの町づくりの成果を継承しながら、人口減少や少子高齢化等の課題に対応していくため、令和3年度からの「美里町第2次振興計画後期基本計画(以下「振興計画」という。)」を策定している。

今後は振興計画を基本とし、町が一丸となって、これまでの基幹産業の振興はもとより、本町の地域資源や観光資源を活かし、地域外の人を新たに呼び込むための交流人口、関係人口の増加に向けた取組を行うことで、持続可能なまちづくりに取り組んでいく。

(2)人口及び産業の推移と動向

本町の国勢調査人口は昭和 22 年の 24,336 人をピークに人口減少が続き、昭和 35 年には 21,693 人であった人口が、平成 27 年には 10,333 人と 50 年ほどで半減している。

高齢者比率も昭和 35 年には 8.6%だったが、平成 27 年には 41.7%となり、県内でも高い水準にある。

年齢別人口の推移を見ると、年少人口(0 歳～14 歳)と生産年齢人口(15 歳～64 歳)は一貫して減少している。老年人口(65 歳以上)については平成 17 年まで増加していたものの、平成 27 年度には頭打ちとなり、令和 2 年以降は老年人口も減少するとみられる。

また、平成 27 年度の、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)推計では、本町の 2060 年度の人口推計が 4,117 人、高齢者比率 54%とされていたが、令和元年度の社人研推計では人口推計が 3,021 人、高齢者比率が 61%となっている。わずか 5 年の間に推計値が 1,000 人以上も減少、高齢化率は 7%上昇しており、人口減少や高齢化に拍車がかかっている。

国勢調査の産業別就業人口を見ると、昭和 35 年に 9,501 人であった就業人口総数は平成 27 年には 4,820 人に減少し、生産年齢人口の動向とほぼ歩調を合わせるように減少している。就業構造は、昭和 35 年国勢調査では、第一次産業が 69.5%、第二次産業が 9.6%、第三次産業が 20.9%であったが、平成 27 年調査では、第一次産業が 13.8%、第二次産業が 28.3%、第三次産業が 57.9%となっており、人口減少や高齢化、過疎化の進行と共に、今以上に第三次産業の占める割合は増加するものと考えられる。

表 1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,693	人 14,826	% △31.7	人 14,222	% △4.1	人 12,254	% △13.8	人 10,333	% △15.7
0 歳～14 歳	7,989	3,121	△60.9	2,503	△19.8	1,286	△48.6	963	△25.1
15 歳～64 歳	11,831	9,522	△19.5	8,484	△10.9	6,570	△22.6	5,060	△23.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,963	2,577	△34.9	1,807	△29.9	1,607	△11.1	913	△8.8
65 歳以上 (b)	1,873	2,183	16.6	3,234	48.1	4,398	36.0	4,310	△2.0
(a)/総数 若年者比率	% 18.3	% 17.4	-	% 12.7	-	% 13.1	-	% 8.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 8.6	% 14.7	-	% 22.7	-	% 35.9	-	% 41.7	-

表1-1(2)人口の見通し

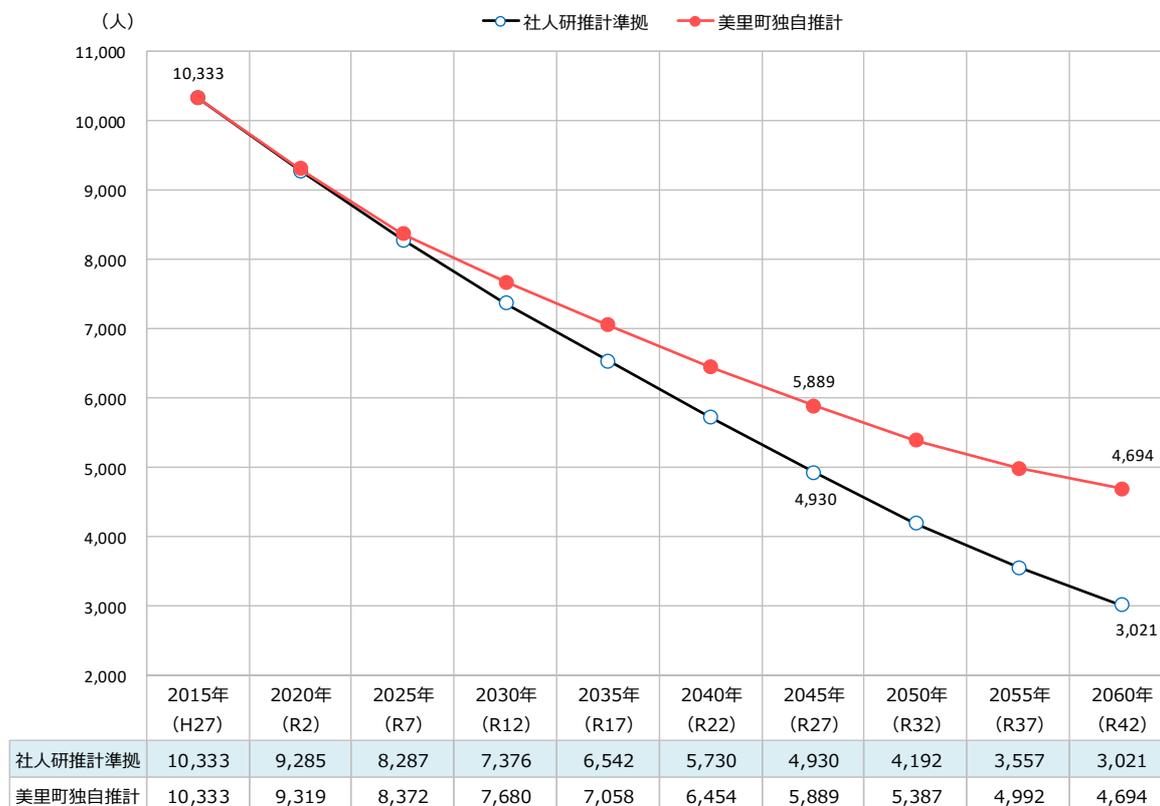


表1-1(3)産業別就業人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,501	人 7,117	% —	人 6,914	% —	人 5,734	% —	人 4,820	% —
第1次産業 就業人口比率	% 69.5	% 50.7	—	% 26.5	—	% 18.1	—	% 13.8	—
第2次産業 就業人口比率	% 9.6	% 22.0	—	% 36.6	—	% 30.0	—	% 28.3	—
第3次産業 就業人口比率	% 20.9	% 27.3	—	% 36.9	—	% 51.9	—	% 57.9	—

(3)市町村行財政の状況

①行政の状況

本町においては、平成 18 年度に策定した第 1 次行財政改革大綱及び平成 23 年度に策定した第 2 次行財政改革大綱に基づき、行政運営や行政体制の見直し、自主財源の確保などに努め、組織機構の効率化や職員定数の適正な管理と人員配置等に取り組んできたところである。今後も質の高い住民サービスの提供や、将来にわたって持続可能な社会の実現のために、令和 3 年 3 月に策定した振興計画に基づいた行政運営に取り組んでいく必要がある。

②財政の状況

本町の財政状況は表 1-2(1)のとおり、実質公債費比率、将来負担比率は着実に改善しているが、地方債残高は増加に転じているほか、経常収支比率についても高い水準にあり、財政構造は硬直化した状態にある。

第 1 次行財政改革(平成 19 年度～23 年度)、第 2 次行財政改革(平成 24 年度～28 年度)において、歳出抑制対策(公債費の抑制)に取り組み、90 億円を超えていた地方債残高は、平成 27 年度末には 63 億円までに減少したが、平成 28 年熊本地震やその後の豪雨災害等の影響により、令和元年度末には 81 億円を超える状況となっている。

今後の見通しについて、歳入では、普通交付税が令和 2 年度から合併支援措置のない一本算定となり、町税においては新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される。一方で、歳出では、既に高齢化の局面にある社会保障費、公共施設等の維持管理や更新経費のほか、水道未普及地域への拡張事業、宇城広域連合による大型施設整備(汚泥再処理センター・エネルギー回収型廃棄物処理施設・消防本部及び北分署庁舎)における公債費負担金などに多額の財源が必要であり、更に厳しい財政状況が続くと見込まれる。

このような財政状況を踏まえ、歳入の確保とともに将来負担の軽減を図り、財政基盤の強化に向け、歳出の削減や地方債残高の縮減などに努めていく必要がある。

表1-2(1)市町村財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	8,720,317	7,227,103	9,103,812
一般財源	4,978,705	4,819,497	5,394,479
国庫支出金	1,949,020	916,076	1,363,817
都道府県支出金	693,677	628,473	826,262
地方債	723,372	539,152	1,292,388
うち過疎対策事業債	108,600	190,000	346,800
その他	375,543	323,905	226,866
歳出総額 B	8,461,988	6,875,379	8,655,053
義務的経費	2,965,108	2,449,209	2,920,615
投資的経費	2,623,559	1,286,904	2,566,253
うち普通建設事業	2,520,167	1,082,520	1,742,391
その他	2,643,247	2,829,437	2,386,015
過疎対策事業費	230,074	309,829	782,170
歳入歳出差引額 C(A-B)	258,329	351,724	448,759
翌年度へ繰越すべき財源 D	36,434	108,066	258,436
実質収支 C-D	221,895	243,658	190,323
財政力指数	0.26	0.25	0.24
公債費負担比率	18	14.5	17.3
実質公債費比率	11.1	6.5	5.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	86.7	88	94.4
将来負担比率	41.4	7.8	—
地方債現在高	7,859,574	6,304,289	8,180,786

③施設整備の状況

公共施設は過去の過疎対策事業等により順次整備されてきたが、整備状況は依然低水準にある。今後は、安定した財政運営を行うためにも、施設の更新時期や社会環境の変化を見極め、振興計画を基本として、過疎地域持続的発展計画、辺地総合計画、公共施設等マネジメント計画により計画的な整備を進める。

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率(%)	35	38.7	58.7	58.2	61.4
舗装率(%)	66.8	77.2	93.7	95.2	95.7
農道 延長(m)	98,059	77,116	85,590	—	95,517
耕地1ha当たり農道延長(m)	81	63.7	70.7	—	—
林道 延長(m)	—	—	—	79,145	84,734
林野1ha当たり林道延長(m)	9.3	11.3	13.2	8.9	9.9
水道普及率(%)	38.5	39.8	48.6	43.3	63
水洗化率(%)	2.2	7.6	26.2	57.5	74.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	17.5	28.6	27.1	29.1	14.4

(4)地域の持続的発展の基本方針

本町では、振興計画において、「小さくてもきらりと光る私たちのまち」を実現するために様々な施策を進めてきた。また、令和2年3月には第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定し、人口減少の緩和や人口規模の確保と共に持続可能なまちづくりを図ることとしている。

これまでの過疎対策により、ある程度の基盤整備は進んだものの、人口減少や少子高齢化は更に進行していることから、振興計画や総合戦略を踏まえた上で、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会の形成を推進する過疎対策を実施する。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標は次の通り。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
美里町の人口	9,406	9,199	8,992	8,786	8,579	8,372

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については振興計画において行われる評価を基礎とし、毎年度達成度の評価を行う。

(7)計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住定住の促進

本町では人口減少及び少子高齢化の進行が今後も続く想定され、地域コミュニティ機能の低下や地域経済の縮小・停滞による厳しい財政状況が予想される。安心して生活できる地域をつくることで人口流出に歯止めをかけることや、近年、働く環境や働き方の変化により地方へ移住を考える方が増えてきていることから、本町へその人の流れを創出することが必要となってくる。

また、全国的に問題となっている空き家の増加について、本町においても同様の問題を抱えており、家屋の老朽化による倒壊の危険性や、屋根や外壁の飛散による近隣住民への直接的な被害など、周囲の景観及び住環境へ様々な問題を引き起こすことが考えられるため、早急な対策が必要である。

② 地域間交流の促進

近年、価値観や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行を機に、農村の再評価や、地方移住への関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、人口の減少と高齢化が進む過疎地域が活力を取り戻し、都市部と過疎地域の交流促進を進めるためには、多様なニーズに応える情報提供や受入体制のさらなる整備が必要である。

③ 人材の確保や育成

本町においては、特に若年世代の人口減少が顕著であり、進学・就職を契機とした人口流出に歯止めがきかない状況であることから、人材の確保・育成は喫緊の課題になっている。

今後は転出抑制のために、働く場の創出や子育て環境の整備を行っていく必要がある一方、移住・定住推進に向けた取組を推進することで転入者を増やす必要がある。ただし、他地域に仕事や生活の基盤を持つ人がすぐに移住することは困難なため、地域と連携した移住・交流の支援体制を整えることが必要である。

また、移住者に求められるような地域の魅力や価値を、発掘・発信できる体制や仕組み、地域外の人と地域をつなぐ中間支援機能の役割を果たす地域づくりの担い手の育成が不可欠である。

(2) その対策

① 移住定住の促進

新たな人の流れを創り、移住・定住の促進を図るためには、交流人口である観光客のほか、本町への強い想いを寄せていただける関係人口の創出が必要であり、その上で本町への移住希望者を増やす取組が必要である。そのためにも、観光振興を図りつつ、豊かな自然や人付き合いといった「町の魅力」を更に高め、域外へ発信し続ける体制の構築が必要である。また、地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口や関係人口の創出を図り、本

町に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加に繋げていくためにも、移住・定住情報の提供や相談の受付を行う。

空き家問題については、空き家バンク制度の周知を進めることで、登録物件を増やし、空き家と利用希望者とのマッチングを行うことで移住・定住を促す。また、管理が行き届いていない空き家の所有者に対しては、物件提供意向の把握や適正管理の助言・指導を行うことにより、増加傾向にある空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努める。

②地域間交流の促進

定着性の高い移住・定住からスタートする地域おこし協力隊の活用や、ワーケーションや二地域居住等の中長期的な視点を持った移住・定住施策も併せて取り組んでいくことが重要である。また、人々と地域との関わりの多様化を踏まえながら、人々の「ふるさと」への想いを地域づくりに活かす施策を更に充実していく。

③人材の確保や育成

移住者を支援する施策を実施してだけでなく、当町の魅力や各種支援施策を発信するなど、移住希望者に対し幅広く周知を行い、移住・定住の促進を図る。また、地域おこし協力隊員など、地域外の人材を積極的に招致し、地域との交流の機会の確保や住民との信頼関係を築きながら定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化に繋がる活動により、地域活性化や産業振興等を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(1)移住・定住			
		移住定住支援事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住支援事業	町	【事業例】 移住・定住者への補助 【効果】 地域の特性を活かし、多様な人材を 活用できる。
	空き家対策事業	町	【事業例】 空き家と利用希望者のマッチング 【効果】	

				移住定住希望者の受け皿としての機能や集落の景観や環境の改善が期待でき、地域コミュニティの活性化につながる。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林水産業の振興

ア 農業

本町においては、中山間地域の地理的条件を活かし、農業を主体に地域社会が形成されている。生産される農産物は水稲が主体であり、全体の農家数に占める専業農家の割合は低いが、施設園芸、葉タバコ、花鉢物、肉用牛、茶等にて営農が行われている。

農業従事者については、新規就農者が少数ではあるが増加しているものの、農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業者総数は年々減少の一途を辿っており、担い手の育成は重要な課題となっている。担い手不足による不作付け地の増加や有害獣被害拡大の影響もあり、管理できなくなった耕作放棄地の拡大は深刻な状態になっている。

また、担い手の減少は地域の農村景観の荒廃や、集落機能の低下を招いており、農作業受託組織の拡充、集落営農組織の確立が望まれる。

近年では新型コロナウイルスの影響による、農産物の消費減少が長期化し、農業経営は依然として厳しい状態となっていることから、急速な環境の変化に対応しうる経営感覚に優れた担い手の確保や育成が急務となっている。

そのような中、女性農業者の農業経営への参画、高齢農業者の技術の有効活用を図ることが不可欠である。

更に、特色ある農産物への取組や産地づくりが課題であり、これまで大きな役割を果たしてきた施設園芸のメロンや花鉢物、アスパラ等については、耕作者の高齢化に伴う離農等により作付面積が年々減少し、秋冬かぼちゃ等の新しい作物や農産物加工品のブランド確立が求められる。

生産基盤の整備については、農業生産性向上、作業労力の軽減・効率化実現のための基礎的条件であるが、本町においては、ほ場整備、農業用排水路、農道等の整備が進んでいない地域が多数ある状況であり、今後は未整備地域のほ場整備、農業用排水路、農道等の生産基盤整備を促進する必要がある。

イ 林業

本町の総面積は 14,400ha、森林面積は 10,439ha と森林に恵まれ、町総面積の 72% を占めている。中でも民有林は 8,502ha であり、内、スギを主とした人工林は 6,240ha で人工林率 73% と、県平均を上回っている。

民有林の人工林を年齢別にみると、35 年生以下の若い林分が 423ha と 7% を占めており、間伐等の保育施業を適正に実施していくことが重要である。また 36 年生以上の林分については、5,817ha と 93% を占めるに至っており、高齢級の間伐を主体とした素材生産を進めるとともに、伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化を目的に、効率的かつ計画的に実施するための体制整備を図る必要がある。

ウ 水産業

本町における水産業は、山間部の清流を利用したヤマメ・ニジマス等の養殖が行われているが、規模的には小規模であり、事業所数も限られている。

また、山間部溪流にはヤマメ等も生息しているが、これらの水産資源を使った産業化には至っていない。

今後、これらの貴重な水産資源を使った産業化を促進する取組が必要となる。

②商工業の振興

ア 商業の振興

消費者ニーズが多様化する中、近隣町への大型店の進出による日常生活圏の拡大やインターネット通信販売などの影響により地元での購買力が減少している。

また、地震被害による家屋解体で空き地が目立ち、後継者不足などにより空き店舗も増加傾向にあるため、商店街の魅力や活力が低下している。

今後は、購買だけでなく町民のコミュニティ活動の場としても魅力ある商店街づくりを進めながら、既存商業者の育成・支援だけでなく第三者による継承も含めた後継者の育成・確保、新規創業者の支援・育成などにより、利便性の高い地域密着型の店舗づくりを促し、商店街の整備を進め商業環境の形成に努めなければならない。

イ 地場産業の振興

人口減少や産業構造の変化により地場産業は低迷している。新たな産業として本町にある豊かな地域資源や観光資源を活かした地場産業の育成を図る必要がある。

ウ 企業の誘致対策

企業誘致は、若者の流出防止、就業機会の創出等、地域振興のために欠くことのできない重要な施策であるが、本町は地理的、地形的、社会資本不足等により企業の立地条件としては不利な状況にある。しかし、近年では、高速通信回線や ICT の整備が進み、場所にとらわれず仕事ができる環境が整うようになってきた。そのため、情報通信業をはじめとした多様な業種の誘致を積極的に行う必要がある。

エ 起業の促進

町内各産業が低迷する中での起業は非常に厳しい状況にあり、本町の特性にあった起業の促進と、起業に向けた支援体制を構築する必要がある。

③情報通信産業

本町では、光通信基盤が整備され高速ブロードバンドサービスの利用が可能となった。また、ICT 機器の進化により、場所にとらわれず仕事ができる環境が整うようになってきた。

一方で、過疎地域では ICT を利活用できる人材が少ないことや、情報通信業を生業とする事業

者が町内にほとんどないことから、情報通信産業の振興と人材の育成が課題となっている。

④観光産業の振興

キャンプやフットパスといった体験型の観光が注目されており、町の魅力的な観光資源や各種施設を有効活用するとともに、基幹産業である農林業を活かした観光の振興を図るため、滞在体験型観光(ツーリズム)を含め新たな交流機会の創出が不可欠である。

このような中で、本町には日本一の3333段の石段(釈迦院御坂遊歩道)、国指定重要文化財の霊台橋をはじめとする石橋群、同じく国指定史跡の堅志田城跡に、元気の森「かじか」、農産物直売所を併設した道の駅美里「佐俣の湯」、緑川ダムに隣接するキャンプ場やフォレストアドベンチャー・美里などの観光体験型施設が数多く存在する。

一方、生鮮野菜等を販売する団体は、町内各地で活発に活動しており、今後の観光振興を図るうえで、観光客のニーズに応えるため施設の整備充実、各種交流イベントの開催、人材の育成等を推進し、宿泊・飲食・購買と各種産業へと波及させ、雇用の拡大と町民所得の向上を図る必要がある。

(2)その対策

①農林水産業の振興

ア 農業

経営能力の高い農業者を育成するため、農業団体、熊本県農業普及・振興課等と連携を図りながら、市場の動向に即した新しい生産技術、栽培技術の習得、経営分析等を含めた指導・相談会を実施する。新規就農者に対しても就農相談を実施し、先進農家、農業法人等への研修を積極的に推進する。また、女性農業者の経営参画、社会参画を進めるため、家族経営協定の締結、各種農業関係委員への女性の登用を積極的に推進するとともに、高齢農業者の技術を活かし、後世に引き継ぐため、農産加工グループ等の育成を図る。

また、農機具の更新や経営が困難になった農業者を支援するため、農作業受託や集落営農組織等の育成を促進し、法人化を進める。

更に、有害獣被害対策として、被害防止のため防護柵の整備や捕獲罠の貸出のほか、有害獣の捕獲に対する支援を図る。

生産基盤整備については熊本県と連携を図り、中山間地域総合整備事業、特定農業用管水路等特別対策事業等により生産基盤整備を実施しているが、今後も計画的な整備を推進する。また、国、県の補助事業の対象とならない地域や施設については、町単独土地改良事業による補助金を活用し生産基盤整備の推進を図る。

その他、耕作放棄地の発生防止・解消に努めるとともに、持続的な農業生産活動等や集落の維持活動等を通じて、水源のかん養や自然環境の保全といった農業の多面的機能を確保するために日本型直接支払事業を活用する。

イ 林業

森林は限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通基盤であり、その利用の在り方は地域の発展と町民の生活に深い関わりを有している。町民の森林整備への意欲を高めるため、町民の財産である町有林をモデル林化して、整備と再生を行っていく。また、森林の利用は、自然環境の保全と公共優先の立場を貫きながら、森林・林業の均衡ある発展と文化的な生活環境の確保を基本理念として、自然景観・歴史的風土等の調和を充分考慮した総合的・計画的な森林利用を進めていく。

森林は変化に富んだ地形・気象・景観などの自然環境を携え、木材の生産供給、水源のかん養など大きな役割を果たしながら林業を主体とする土地利用が行われている。

更に、治山治水、環境保全、水資源のかん養などの面からも林業生産は重要であり、林道開設など、生産基盤の整備を更に促進するとともに、森林経営計画や森林経営管理制度を活用し、適切な管理が行われていない森林について林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る。また、森林施業を支える林業の担い手については、林業就業者、自伐林家の経営力向上等のほか、新たな人材確保に向けた取組を行い林業の振興を図る必要がある。

ウ 水産業

産業化を実現するために、水産物の加工方法や販売ルート of 構築など検討を行い、水産資源を維持・確保するために、関係団体等と連携して稚魚や卵の放流を実施する。

②商工業の振興

ア 商業の振興

商店街への集客を増やすため商工会と連携し、各種制度を活用しながら空き店舗対策などを推進するほか、立ち寄りやすい商店街の整備を進め、行政、商工会、各種農業団体、地場産業経営者などによる連携した体制で、地場製品の付加価値向上、6次産業化やブランド化など産業の枠を超えた取組を支援する。

更に、外出が困難な高齢者の日用品や食材、嗜好品などの買物を支援するため、地域毎の要望に合った配達事業への支援を検討する。

イ 地場産業の振興

町内事業者が一体となり、新たな町の産業として、地域資源や観光資源を活用した滞在型の観光メニューなどを作成・販売する。

また、熊本県や連携中枢都市とも一体となって、産業の創出や魅力発信を行う。

ウ 企業の誘致対策

本町の立地条件を考慮して、潜在的可能性を活かせる多様な業種の企業誘致を推進するとともに、空き家や公共施設等を利活用したオフィスの誘致を進める。更に、県や市町村間の連携強

化を図り、企業動向等情報の共有をはじめ、誘致活動の協調実施など効果的な立地PR及び広域的な誘致活動等を積極的に推進する。

エ 起業の促進

産業の活力を維持する上からも新事業・新産業の担い手となる創業者の育成・支援を充実させることは重要であることから、商工会と連携し、創業セミナーの実施や、地域資源を活かしたビジネス等の起業・創業の促進を図るためきめ細かな支援を実施する。

また、商工会と行政連携のもと、創業希望者と空き店舗や空き家の持ち主とのマッチング体制を、事業承継も含めて整備する。

③情報通信産業

人々の働き方やライフスタイルが大きく変化し、ICT 環境は必須のインフラとなっている。過疎地域においては、ICT の導入・活用が地域課題の解決の一助になることが期待されることから、情報通信産業の振興を推進していく。

④観光産業の振興

多様な観光客のニーズに応えるため、既存施設の整備・拡充や、新たな施設整備を行うとともにルート形成・整備による観光地としての魅力向上を図る。

併せて、フォレストアドベンチャー・美里を誘客の中心として、各種イベント等を行いながら、圏域内外の交流機会の創出を図るとともに、歴史や伝統を実感できる体験型観光を推進し、観光産業の基盤整備に努める。また、本町が持つ豊かな緑と豊富な水源、文化財などの貴重な財産の適切な保全に努めるとともに、これらを利活用した「フットパス」等の都市と農村の交流の拡大に向けた機能の拡充を促す。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業農村整備事業	町、県	
		土地改良事業	町	
		ため池等整備事業	町、県	
		農業用施設整備支援事業	その他	

(3)経営近代化施設			
農業	農業構造改善施設改修事業	町	
	農業構造改善施設整備事業	町	
(9)観光又はレクリエーション			
	観光施設整備事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	特産物振興事業	その他	【事業例】 特産農産物の生産資材費の購入補助 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。
	畜産振興事業	その他	【事業例】 繁殖用元牛の導入支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。
	中山間地域等直接支払事業	その他	【事業例】 農地維持に対する支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。
	担い手農地集積事業	その他	【事業例】 農地集積に対する支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。
商工業・6次化	産業連携事業	町	【事業例】 多様な事業者が連携した協議会への支援

観光

		<p>【効果】</p> <p>地域コミュニティの強化や産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。</p>
商工振興事業	町	<p>【事業例】</p> <p>商工会への補助金の交付</p> <p>【効果】</p> <p>商工会の活性化により産業の創出による持続的なまちづくりにつながる。</p>
観光広告事業	町	<p>【事業例】</p> <p>観光 PR 事業</p> <p>【効果】</p> <p>地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながると共に、交流人口・関係人口の創出につながる。</p>
イベント開催事業	その他	<p>【事業例】</p> <p>イベント主催者への補助</p> <p>【効果】</p> <p>地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながると共に、交流人口・関係人口の創出につながる。</p>
観光施設長寿命化 計画策定事業	町	<p>【事業例】</p> <p>長寿命化計画策定</p> <p>【効果】</p> <p>地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながると共に、交流人口・関係人口の創出につながる。</p>
観光振興事業	町	<p>【事業例】</p> <p>地域団体への補助金の交付</p>

			<p>地域団体への出資</p> <p>【効果】 観光の活性化により産業の創出による持続的なまちづくりにつながる。</p>
企業誘致	企業誘致事業	町	<p>【事業例】 誘致企業への支援</p> <p>【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながる。</p>
その他	有害獣被害防止事業	町	<p>【事業例】 狩猟免許取得や有害獣駆除に対する支援</p> <p>【効果】 持続可能な事業の構築。</p>
	多面的機能支払事業	その他	<p>【事業例】 農地維持のための支援</p> <p>【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながる。</p>
	まちづくり振興事業	町	<p>【事業例】 まちづくり団体への補助金の交付 まちづくり団体への出資</p> <p>【効果】 まちづくり団体の活性化により産業の創出による持続的なまちづくりにつながる。</p>
基金積立	基金積立事業	町	<p>【事業例】 基金積立</p> <p>【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。</p>

(4) 産業振興促進

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美里町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)その対策、(3)計画のとおり

③ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携しながら進める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、地域性や立地条件などの問題によって高速で安定した通信方法が一部地域で整備されていなかったため、情報通信基盤を整備するための支援制度を創設し、平成 28 年度から 29 年度にかけて光情報通信基盤を整備し、地域の情報通信の格差を解消した。

今後は、整備した情報通信基盤を十分に活用し、産業の振興や生活の利便性の向上などにつなげていくことが必要となっている。

防災行政用無線通信設備については、平成 19 年度に地域防災体制確立のため、非常時の情報提供等に有効なシステムとして整備し、運用を開始しているが、機器等の更新時期を迎えており、今後機器更新が必要となる。併せて近年防災情報の重要性が叫ばれており、防災情報の確実な伝達が必要となるため、本町でも伝達手段の複層化等に取り組んでいく必要がある。また、平成 22 年度に整備を行った全国瞬時警報システムについても、国のシステム変更や仕様変更に対応できるよう備える必要がある。

(2) その対策

地域活性化等に資するための情報基盤の利活用に伴うシステムの整備について、十分な仕様を精査しながら、地域住民へ情報通信基盤の必要性について周知・説明等を行った上で、効率的かつ積極的に推進する。

また、防災行政用無線通信設備については、既存の設備を有効に活用しながら、非常時の情報提供等住民サービスの低下を招かないよう機器等の更新を行い、住民が確実に情報を受けられるよう、情報伝達手段の複層化に取り組んでいく。全国瞬時警報システムについても、今後の動向を見て更新を行っていく。

(3) 計画

事業計画(令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報 化	(1)電気通信施設等情報課のための事業			
	防災行政無線 施設	防災行政無線更 新事業	町	
	ブロードバンド 施設	公衆無線 LAN 整 備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	ICT 人材育成事業	町	【事業例】 スマホ講座

	基金積立			【効果】 Society5.0 社会に対応できる人材の育成により持続可能な生活環境を構築する。
		基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

5 交通施設の整備及び交通手段の確保等

(1) 現況と問題点

① 道路の整備

ア 国道、県道及び町道

本町は国道を主軸に県道と町道等により、近隣市町村と地域内の日常生活拠点間を連絡する道路網を形成し、住民生活や生産物輸送等の産業活動を支え、地域づくりの基盤となっているが、未改良区間が多く、幅員狭小で緊急車両の通行や車の離合に支障を来す箇所も依然多く残っていることに加え、近年の交通量の増加や車両の大型化に伴う車道の拡幅や歩道の整備、道路施設の老朽化や舗装の劣化などの維持補修など、課題が山積している。

道路は地域生活の基盤であるとともに、災害時の避難路や緊急輸送道路の役割や、定住環境の整備、関係人口創出にも密接に関係することから、計画的に整備を進めることが必要である。

また、本町は山間部を多く有する特性上、道路外との高低差や急なカーブなどが多数存在し、毎年度危険箇所の交通安全対策を行っているが解消には至っていない。

イ 農道

基幹的農道は中山間地域総合整備事業、農免道路整備事業、農業農村整備事業、町単独土地改良事業等により随時整備を行ってきたが、中山間地域特有の地理的要因から補助対象要件を満たす農道が少ないため、農道整備率が低い現状にある。

農道は農地の有効利用と農作業の効率化及び農産物の流通に欠くことのできない施設であるが、特に山間部等においては多くの農地が急勾配な地形に分散しているなか、更に農道整備が遅れている状況であり、耕作放棄地増加の一因にもなっているため、計画的な整備が必要である。

ウ 林道

森林は町の財産であるとともに、町土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全等公益的機能を有しており、これらの機能を高め、森林資源を適切に育成・管理していくために、林道、作業道等の道路網整備は不可欠であり、計画的な整備が必要である。

② 交通確保対策

本町の主要な交通機関は民間路線バスとデマンド型予約乗合タクシーの美里バスである。民間路線バスは、熊本市、宇城市及び山都町等を結ぶ形で運行しているが、沿線人口の減少やバス運転手不足等の影響などによる運行便数の確保など、路線の維持の為の運行費負担が増加しており、公共交通機関の維持・確保対策は厳しい状況である。

その一方、自家用車で移動できない住民は、バス路線廃止や減便により、買い物、通学などの日常生活に大きな影響を受けており、今後の更なる高齢化も見据え、本町で暮らす住民の生活を守るには、他自治体への移動手手段となる幹線系統の民間路線バスと、山間部から幹線系統へ結ぶフィーダー系統の美里バスを維持・確保に取り組むことは不可欠である。

(2)その対策

①道路の整備

ア 国道、県道及び町道

地域住民の豊かさを支え、活力あるまちづくりを推進するため、国道・県道の整備・維持管理について、国・県に対し整備促進を働きかけ、町道については、住民生活の基盤である基幹道路、集落間道路及び集落内道路の整備・維持管理を行い、地域の活性化と住民生活の利便性の向上を図る。

また、交通安全施設の整備については、道路の開設・改良に併せて行うとともに、危険度の高い未整備地区より随時整備を行い、危険個所の解消に努める。

イ 農道

農道については、農業農村整備事業等の補助対象要件を満たす路線は各種補助事業を活用し、山間部等の要件を満たさない農道については、受益者の意向を踏まえながら町単独土地改良事業や、多面的機能支払交付金等の活動による取組により、農道の整備を推進する。

ウ 林道

林道及び作業道は、森林施業の合理化を図る上での基盤となるものであり、森林の広域的機能の強化並びに林業経営の近代化を図るためにも、計画的な道路網整備を図り、町営林道開設事業を推進し、現在建設中の森林管理道については、早期完了を推進する。

②交通確保対策

路線の維持・確保が困難となった民間路線バス路線を運航するバス事業者及び交通空白地域・不便地域の解消に向けて導入しているデマンド型予約乗合タクシーの美里バスを運行するタクシー事業者に対し運行費を助成し、公共交通機関の維持・確保を図ることと併せて沿線住民へ利用促進について啓発を図る。

(3)計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	町道等維持修繕事業	町	
		町道等改良事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	

橋りょう その他	県道整備事業	県	
	橋りょう維持修繕事業	町	
	トンネル維持修繕事業	町	
	河川浚渫事業	町、県	
(2)農道			
	農道等維持修繕事業	町	
	農道等改良事業	町	
(3)林道			
	林道開設・改良事業	町、県	
(9)過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	公共交通運行支援事業	その他	【事業例】 美里バス、路線バスの運行支援 【効果】 過疎地域の利便性の向上、安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
	公共交通活性化事業	町	【事業例】 バス利用者への支援 【効果】 過疎地域の利便性の向上、安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。
(10)その他			
	地域公共交通拠点施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備

ア 水道

本町には町営による簡易水道施設1カ所、組合営による簡易水道施設4カ所、飲料水供給施設3カ所があり、町営、組合営による水道普及率は58.9%と県下においても低位となっており、町営水道の広域化促進や未普及地域の水道施設整備が急務となっている。今後の未普及地域への給水区域拡張を考慮し、水源掘削調査を経て新たな水源の開発を検討する必要がある。

また、人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及による料金収入の減少や水道施設・管路及び水道管理システム機器の老朽化に伴う更新、耐震化も喫緊の課題となっていることから、事業継続のための財源確保として料金水準の適正性が課題となってくる。

イ 生活排水処理施設

令和2年度の生活排水処理対象人口は全体で9,579人、汚水処理人口は5,698人、合併浄化槽人口普及率が59.5%と未だに低く、対象人口の4割が単独浄化槽若しくは未水洗化等である中、人口減少等の影響を受け、浄化槽設置申請者が年々減少してきている。特に単独浄化槽設置者は、トイレが水洗化されていて日常生活に支障がないため、更新に消極的である。

本町は一級河川緑川流域上流地域に位置し、人口集積度が低い町としては、浄化槽の生活排水処理は必須であり生活環境保全、公衆衛生の向上を前提に公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、地域の実情に適した循環型社会を目指す必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、宇城広域連合の宇城クリーンセンター(構成市町:宇城市・宇土市・美里町)で処理しているが、建設から20年以上経過し老朽化が進んでいるため、令和6年度からの供用開始を目指し、新たな処理施設の整備が行われている。

また、持続可能な資源循環型社会の形成に向けた取組として、全地区においてコンテナ収集事業(18品目)を実施し、平成26年度より実施しているプラスチック製容器包装分別収集を促進するとともに、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの理念が浸透するよう努めている。

② 消防・防災施設等の整備

消防水利については、町営水道整備に伴う消火栓が普及している地域もあるが、主要水利施設である防火水槽等の整備も含め、依然として充足しておらず、地域によるばらつきもあり、特に整備困難地域などにおいては自然水利に頼っている状況である。

消防資機材については、消防ポンプ積載自動車の更新は終わったが、消防団員の魅力アップや活動に対する士気向上にもつながるため、今後も消防団員の迅速な活動に寄与し安全性を担

保する重要装備について計画的に整備を進めていく必要がある。

消防団については、少子高齢化とともに団員数は減少し、昼間は町外に就労する団員も増えているなど、初期消火活動に出動できる団員数の確保が問題となっている。平成 21 年度以降、消防団組織の再編を進めてきているが、団員減少に歯止めがかからず、今後も団員減少が続くと思われる、災害時の初動体制が憂慮される状況である。

防犯対策については、住民の防犯意識の高揚と防犯対策の充実が必要である。また、高齢者や子どもたちを、犯罪やその他の事故から未然に防ぐため、「美里町明る化計画事業」として、地域と協力し、防犯灯の整備を行っており、国道、県道及び町道の主要道路においては整備の進捗が図られているが、未整備の地区も多く、今後も計画的な整備が必要である。

③災害に強いまちづくり

九州山地の麓に位置し山間部を多く有する地形上、危険箇所が多数存在し、激甚化し、頻発する自然災害に対し今後も多種多様な防災対応が必要となってくる。

④住環境の整備

公営住宅については、14 団地 215 戸、特公賃住宅 10 戸、定住促進モデル住宅 1 戸、町賃貸住宅 27 戸、旧永富住宅 1 戸を管理し供給しているが、公営住宅法に定められている耐用年限の 1/2 を経過した公営住宅の戸数は 205 戸であり、全体の 95.3%と高くなっている。そのため、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化に資する改善が必要となる。また、現在の住宅は、整備から年数がたっており、現在の人々のライフスタイルや住民ニーズの多様化及び経済状況の変化に対応できていない状況となっている。

空き家となった一般住宅については、老朽化が進み改修も不可能な住宅(廃屋)の放置も見受けられるため、景観・防災・防犯上、空き家対策が必要である。

(2)その対策

①水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備

ア 水道

水道は、健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない生活基盤であり、安全で良質な水道水の安定供給を行うために、町営水道未整備地区については、既存の町営施設への統合による広域化、未普及地域については、水源確保・給水区域拡張等水処理施設の整備を行っていく。

水道施設については、アセットマネジメントに基づき、施設・管路更新や耐震化の優先順位を明確化し、最小経費で計画的、効率的に行い漏水量を削減することで有収率の向上に努めるとともに、水道情報管理システムの更新を行うことで水道管理体制の充実を図る。

水道水の水質保全については、水質の悪化や新たな病原性生物に対応するため、定期的な水質検査を行っていく。

イ 生活排水処理施設

生活排水処理対策については、「美里町生活排水処理基本計画」を策定し、計画に基づき進めている。現在、合併処理浄化槽普及により生活排水処理率は年々増加傾向にあるが、全国や県と比べると未だ低い状況となっていることから、更なる普及が早急に求められる。

今後は、町全域を対象として循環型社会の構築、生活環境や公衆衛生に対する住民意識の向上等を図りながら、水質汚濁の主要原因の一つである単独浄化槽、汲取り式トイレから合併処理浄化槽への転換を推進していくとともに、清掃・保守点検・法定検査の実施など、適切な維持管理確保を行っていく。

ウ 廃棄物処理施設

コンテナ収集事業については、情報発信等で住民への理解を更に促し、リサイクル率アップやゴミの削減など、3Rへの取組を更に徹底していく。

また、不法投棄及び不法焼却については、保健所や警察等と連携を密にし、住民の自然環境保全に対する意識の高揚を図り、違法行為(犯罪)を防止する為、広報誌、防災無線や警告用立て看板等を活用して、不法投棄及び不法焼却の撲滅に努める。

②消防・防災施設等の整備

消防水利の適正な確保及び初動体制の充実を図るために、今後も消火栓や防火水槽の整備と共に、自然水利への取り付け道路等の整備を行う。

また、消防団の組織の再編と併せて、消防機材や消防ポンプ自動車等の適正な配備、消防力の向上のための各種資機材の整備を計画的に行い、災害時の初動体制に影響が無いように努めるとともに、団員の確保対策や自主防災組織づくりなどを進め、人口の減少、高齢化に伴う消防防災機能の低下を招くことのないような体制づくりと、広域的な応援体制の整備を行っていく。

防犯対策については、地域の犯罪防止のため、防犯ボランティア団体の育成や防犯パトロールの継続的な実施など、地域の見守り体制の支援・充実を図り、国道、県道及び主要町道については、夜間の犯罪防止のため計画的に防犯灯の設置を行うとともに、引き続き集落内への防犯灯設置支援を行っていく。また、昨今の犯罪の多様化や高齢者等の捜索事案の増加に対応するため、犯罪抑止力の向上や行方不明者、徘徊者対策として防犯カメラの整備を計画的に進めていく必要がある。

③災害に強いまちづくり

特に高齢化率の高い本町では要配慮者利用施設はもとより、高齢者・障がい者などの要支援者についても個別避難計画等の作成を行い、人命最優先の防災施策を推進していく必要がある。

④住環境の整備

公営住宅については、平成 29 年度に策定した美里町公営住宅等長寿命化計画(後期)により、

計画的な建替や長期的に活用するための長寿命化型改善及び維持管理を行っていくとともに、入居者が安心安全に居住できるよう公営住宅等の整備を図る。美里町公営住宅等長寿命化計画の内容については、進捗状況や社会情勢等と整合を図るため、5年を目途に計画的に見直す必要がある。

また、町民の生活環境に危険、不安等の影響を与えている老朽危険空き家については、除却を促進し、居住環境の安心・安全の確保と良好な景観の促進を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	水道施設改修事業	町	
		水道拡張事業	町	
	(2)下水処理施設			
	その他	浄化槽整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ゴミ処理施設整備事業	その他	
	(5)消防施設			
		防火水槽整備事業	町、 その他	
		消防設備整備事業	町	
	(6)公営住宅			
		町営住宅改修事業	町	
		町営住宅整備事業	町	
		町営住宅長寿命化事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業				
環境	リサイクル助成事業	その他	【事業例】 リサイクルをした地区へ支援	

				【効果】 安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。
	防災・防犯	不法投棄対策事業	町、 その他	【事業例】 不法投棄物の回収やパトロール等 【効果】 安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。
		美里町明る化計画 事業	その他	【事業例】 街灯設置の支援 【効果】 安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。
	(8)その他			
		美里町明る化計画 事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

年々高齢者が増加しているが、介護認定率はほぼ横ばいで推移している。その原因疾患として、認知症が第1位で、脳梗塞や脳出血の脳血管疾患によるものも高くなってきており、骨折や関節症等の筋骨格系疾患による介護保険利用者も増加している。今後は、65歳以上の人口も減少することが予想されるが、80歳以上の高齢者の割合は増える傾向にあり、ますます認知症が課題となってくる。

本町の高齢化率は、令和3年3月末日現在で45.4%と既に超高齢化社会を迎えており、住民の約2.2人に1人は65歳以上という状況にある。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)の美里町の人口は8,288人になると推測され、これに伴い高齢化率は50.8%に達し、実に約2人に1人は高齢者という推測となっており、認知症高齢者や高齢者の一人暮らし及び高齢者のみの世帯の増加も予想される。

介護保険制度は、高齢化社会を支える基礎的な社会保障システムとして定着しているものの、制度発足時は16.4%だった要介護認定率は、令和3年3月末日現在で19.9%となり、要介護認定者の増加に伴い、適切な介護サービスの提供体制の充実が必要である。一方で、介護サービスの提供体制の充実は、介護給付費の増加に繋がり、介護保険料の高騰となって高齢者の負担となっている。

今後は、高齢化の進展とともに要介護認定者数の増加が予想され、医療や介護や福祉サービス等の費用が更に増大し、町財政や介護保険制度の運営に影響を与えることが懸念されるため、介護予防や生活支援、認知症高齢者に対する効果的な施策が必要である。

② 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

我が国の令和2年の合計特殊出生率は1.34となっており、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けている。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化していることから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進していく必要がある。

本町においても、平成27年3月に「すべての子どもが健やかに育み、子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念として「美里町子ども・子育て支援事業計画(第1期)」を策定、その後令和2年3月に第2期計画を策定し、乳幼児の教育や地域での子育て支援の充実を図ることを基本とし、各施策を総合的に推進している。

また、母子世帯・父子世帯等及び寡婦の方のひとり親世帯が増加する傾向にあり、生活安定のための経済的支援を行う必要がある。

本町では、年間出生30人平均の少子化の中で、家庭、地域ぐるみで手厚く子育てができる反

面、集団の中で育つコミュニケーションや仲間遊び、外遊びの体験が乏しくなっている。また、インターネットやテレビ、ゲーム等、メディアの発達により、就寝時間が遅くなり、睡眠時間が短くなる夜型の生活が見られるなど子どもの生活リズムの乱れが見られる。更に、野菜嫌いによる野菜の摂取不足や食事回数、生活リズムに問題を抱える住民が多く、生活習慣病予防につながる野菜の1日の目標摂取量(350g)が男女ともに達していない(平成24年国民健康栄養調査)。また、糖質・脂質の過剰摂取によるエネルギー比率のバランスの悪さ(糖質・脂質の割合が多い)が問題となっている。

障がい者については、従来の障害者自立支援法が、目的規定の改正及び基本理念の創設により障害者総合支援法へと改正され、目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記された。この目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行うとともに、障がい者の範囲の見直しが行われ、一定の難病患者への支援もできることとなった。なお、年々障害福祉サービス利用者は増加しているなかで、サービス提供事業所が増えたものの、身体障がい者を主たる対象とする通所系事業所がないこと、相談支援事業所が少ない等、これらのサービス提供体制の確保が必要である。また、障害児支援における通所支援事業の実施主体が市町村へ移行されており、身近な地域での支援体制の充実が課題となっている。

(2)その対策

①高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

自立した生活が生涯できることを目指した生活を支援し、青壮年期から継続した生活習慣病の予防や重症化予防により、脳血管疾患や心疾患等の合併症の予防や、加齢による筋力低下による閉じこもり、寝たきりの予防に取り組む。

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の5つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの充実に向け、医療・介護連携推進事業や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、公営住宅のバリアフリー化や高齢者優先入居、生活支援体制の整備等に取り組む。また、認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人及び家族に対する支援を行うとともに、地域の関係機関との連携を深め、見守りネットワーク等の充実を図る。

高齢者が増加していく中で、介護が必要な方には適切な介護サービスの提供を行うとともに、介護の必要性が低い方には介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防事業や元気な高齢者、地域住民などによる生活支援サービス等を提供し、要介護認定者の増加の抑制に努めることにより、介護保険料の抑制を図るとともに安定した制度の運用に努める。

②児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

美里町子ども・子育て支援事業計画で基本理念と定めた「すべての子どもが健やかに育み、子

どもの笑顔があふれるまち」の実現のため、教育・保育の充実、子育て支援サービスの充実、保育料負担軽減や子どもの医療費に対する経済的支援、情報提供、健康・医療などの施策を行い、民間保育所等が実施する施設整備についても助成を行い、安心して安全な環境の整備に努める。

ひとり親世帯及び寡婦の方の、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成するとともに、育児の支援についても保育料の軽減を図る。

また、福祉資金貸付等の各種支援策に関する情報提供体制の整備を図るとともに、ひとり親会の活動に対して助成を行い、ひとり親世帯の自立と生活の安定を促進する。

親が成長発達の原理を理解した上で子どもの生活環境を作っていくことが必要であり、乳幼児期から生活習慣病予防を視野に入れて健康な生活習慣を身につけさせていくため、成長発達の節目ごとに親が子どもの体の原理を学習できるよう、乳幼児健診や保健事業等の機会を設ける。また、味覚が完成するまでに、本能的に好まない酸味や苦味(野菜)の味に慣れていくことが、野菜を好む嗜好につながるため、このような内容を、乳幼児健診の機会に伝える。

障がい者については、地域福祉計画、障害者計画及び障害福祉計画に基づく施策について、熊本県の障害福祉圏域である宇城圏域で広域的事業として取り扱うことがより良い障害福祉施策として実現できるものは、協定事業として実施していく。なお、すべての町民が互いに尊重し合い、支え合って生きる社会づくりをめざし、障がい者の権利擁護と尊厳の保持を基本的視点として、障がいや障がい者に対する正しい理解の浸透を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育園施設整備事業	その他	
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター	老人保健福祉施設改修事業	町	
老人福祉センター	老人保健福祉施設整備事業	町		
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
児童福祉	子育て支事業	町	【事業例】 保育料や子ども医療費の軽減、出	

		生促進 【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。
	ひとり親会活動推進助成事業	町 【事業例】 ひとり親会活動費の補助 【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。
	母子保健事業	町 【事業例】 妊婦検診等 【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。
	障がい児保育補助事業	町 【事業例】 障がい児保育への補助 【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。
高齢者・障がい者福祉	一般介護予防事業	町 【事業例】 認知症予防等 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
	重度心身障害者医療費助成事業	町 【事業例】 医療費の負担軽減 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。

	健康づくり	予防接種委託事業	町	【事業例】 予防接種委託 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 過疎地域を支える医師の確保

人口千人当たりの病床数は、平成 22 年度には 29.1 だったが、医療病床の多くが介護病床に転換したことにより、令和元年度には 14.4 と半減している。宇城区域で見ても、高度急性期病床と回復期病床が必要量を満たしていない状況。緊急時に適切に対応できるための医療システムや小児医療の確保が必要である。

(2) その対策

① 過疎地域を支える医師の確保

医療施設へのアクセス改善のため道路網整備を行い、救急患者が迅速かつ適切な治療が受けられるよう広域的緊急搬送体制の拡充と円滑な救急医療体制の確立を図る。また、若者が安心して子育てできるよう小児科医の誘致を図る。

(3) 計画

事業計画(令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	国民健康保険事業	町	【事業例】 健康診断、健康づくり事業 【効果】 安心して暮らせる持続可能な 生活環境を構築する。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開で きることで、過疎地域の持続 的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 公立小中学校等の教育施設の整備

本町においては、小学校 3 校、中学校 2 校となっているが、児童生徒は年々減少の一途をたどり、この傾向は今後も続くものと思われる。そのため、学級の複式化や、児童生徒の減少による余剰教室の利活用などの課題への適切な対応が求められる。

学校施設については、校舎内外部の大規模な改修工事が終了しているが、今後は時代に応じた機能強化のための設備の更新が必要となり、教育内容面においては、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容並びに授業時数が増加し、より一層の創意ある教育課程の編成や、ICT 機器の利活用も進めていく必要がある。

児童生徒の学力の実態については、全体的には標準的な学力ではあるが、更なる学力の向上と特に思考力・表現力の向上が課題として挙げられる。

一方、児童数の減少に伴い単学級の学年のみとなる学校もあり、人間関係づくりやいじめ・不登校の問題等についても配慮が必要である。

町内の就学前教育機関は、認定こども園 1 園、認可保育所 4 所があり、幼児教育・保育に大きな役割を果たしており、小中学校との連携などにより、教育内容や保育内容の充実に努めている。今後も、国や県の動向を踏まえながら、就学前教育の充実を図っていく必要がある。

② 図書館その他の社会教育施設等の整備

核家族化、少子高齢化の社会の中、多様化する生涯学習や社会教育、本に親しむ環境については、家庭や地域の教育力の低下や地域社会の一員としての連帯感の希薄化とともに、地域や子どもをとりまく環境は変化しているため、家庭教育・社会教育の必要性はますます重要になってきており、公民館施設等を中心に生涯学習などを通じて総合連携を深める必要がある。また、図書室を併設している町内の社会教育施設については、個別施設計画等をもとに計画的に改修を行う必要がある。

③ 社会教育事業の充実

時代とともに変動する社会情勢のなか、地域住民の日常生活に即した社会教育の整備・充実を推進し、地域住民の自主的な学習意欲を喚起し、活力のある人材育成のため関係機関・団体との総合連携を深める必要がある。

中央公民館は生涯学習の拠点施設として公民館事業や自主サークル等で地域住民に広く利用されているが、老朽化が著しく早急な施設の改修が必要となっている。また、統合により廃校となった学校施設も老朽化が著しいため、個別施設計画を基に活用の検討が必要である。

④社会体育事業の充実

生活習慣病対策や低年齢層の体力向上など、健康づくりのための運動への関心、重要度が高まっているなか、ライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進行、情報化の進展など、社会環境の著しい変化に伴い、スポーツに対する関心やニーズも多様化している。多様化する関心やニーズに応えるために、各小中学校をはじめ、スポーツ協会を構成する種目協会、地域支部、町スポーツクラブやスポーツ推進委員等の関係機関と連携・協力し、様々なレベル・世代に応じた各種スポーツ大会の開催や指導者の育成、スポーツ振興体制の構築が必要である。

体育施設については、カントリーパークをはじめ、総合運動公園グラウンド、町営球技場、総合体育館、B&G海洋センター、スポーツセンター等が整備されているが、既存施設の更なる充実や、老朽化した施設等の計画的な改修・改築が必要である。

(2)その対策

①公立小中学校等の教育施設の整備

順次、老朽化、耐震化に伴う改修、改築がなされているが、今後も補修工事等が必要な施設について、計画的な改修・整備に努め、教育環境の充実を図る。

また、ICT 環境については、維持管理や時代の状況に応じた更新を行い、教育内容・方法等の多様化に対応できるような機器整備の充実を図る。

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会や人生を創造していく「生きる力」を育むために、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」を3つの柱として、教育活動を推進する。また、心の教室相談員などの配置による相談体制や、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図る。

幼保・小・中連携カリキュラムに則り、幼少期から中学校期までの15年間を見越した育ちの姿を具体化し、幼稚園・保育園における小学校へ向けてのアプローチカリキュラムから小学校入学時のスタートカリキュラムへのスムーズなつながりを図る。また、幼稚園・保育園と小学校の情報交換を密にし、支援が必要な子どもの困り感の解消や軽減に取り組むと共に、就学前の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育学級等を強力に進めていく。

②図書館その他の社会教育施設等の整備

町内に設置している2箇所の図書施設を起点として、近年の読書離れ(活字離れ)を解消するため、本に親しむ機会の提供、環境の整備を行い地域住民の子育てしやすい環境づくりや生涯学習の推進の一環として読書環境の充実を図る。また、現在町内にある既存の社会教育施設の改善や整備・充実に努め、その施設の目的に応じた利用契機を創出する。

③社会教育の充実

社会教育の指導体制の充実を図る一方、各種団体やサークル等のリーダーの育成に努めると

ともに、子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習機会の提供に努める。

中央公民館は各種研修や学習活動の場として活用されているが、老朽化が著しく、施設の早急な改修が必要であるため、計画的な改修、整備に努める。

また、統合により廃校となった学校施設については、個別施設管理計画を基に、施設の活用を計画的に行う。

④社会体育事業の充実

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、スポーツ活動は不可欠であり、多種多様な住民ニーズに対応したスポーツ機会の提供に努め、地域住民のスポーツ活動の基盤として役割を担えるよう、老朽化した施設等の計画的な改修・改築を行う。

また、生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現や子どもたちの健全な心身の成長をめざしたコミュニティスポーツ、ジュニアスポーツを推進するとともに、競技スポーツにおいても競技人口の拡大や技術向上をめざすため、指導者及びリーダーの育成、組織力の充実強化に努める。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	町立小中学校整備事業	町	
		町立小中学校改修事業	町	
	水泳プール	町立小中学校プール改修事業	町	
	スクールバス	スクールバス購入事業	町	
	給食室	給食施設整備事業	町	
	その他	ネットワーク環境整備事業	町	
		ICT機器整備事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
公民館	公民館改修事業	町		

その他	社会教育施設改修事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
幼児教育	幼稚園就園奨励費補助事業	町	【事業例】 保護者負担軽減 【効果】 安心して子育てができることで、持続可能な生活環境を構築する。
生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	町	【事業例】 生涯学習講座の開催 【効果】 住民が健康で生きがいを持って暮らせることで、持続可能な生活環境を構築する。
	スポーツイベント開催事業	町	【事業例】 スポーツイベントの開催 【効果】 住民が健康で暮らせることで持続可能な生活環境を構築する。
その他	学校給食運営事業	町	【事業例】 学校給食運営委託 【効果】 安心して子育てができることで、持続可能な生活環境の構築
	学習支援事業	町	【事業例】 学習支援ソフトウェア運用、公営塾運営、プログラミング教室の実施 【効果】 子どもたちがいきいきと成長できる環境を整えることで、持続可能な生活環境を構築する。

	基金積立	学校環境改善事業	町	【事業例】 学校運営システム導入 【効果】 子どもたちが安心して学校生活を送る環境を整えることで、持続可能な教育環境を構築する。
		通学支援事業	町	【事業例】 スクールバス運行、通学費補助 【効果】 子どもたちが安心して学校生活を送る環境を整えることで、持続可能な教育環境を構築する。
		スクールバス管理外 運行事業	町	【事業例】 社会見学時の移動支援等 【効果】 子どもたちがいきいきと成長できる環境を整えることで、持続可能な生活環境を構築する。
		基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 2 年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

10 集落の整備等

(1) 現況と問題点

人口減少や高齢化により集落機能の低下や空き家の増加、コミュニティの維持が難しくなっている。集落は、森林や農地の持つ多面的機能の維持や日常生活やコミュニティ活動を営む上で重要な機能を有していることから、生活基盤整備やコミュニティ活動の支援が必要である。

(2) その対策

コミュニティ活動の支援や、人口減少対策として、空き家バンク制度、空き家の有効活用等による移住・定住を促進する必要がある。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域コミュニティ支援 事業	町	【事業例】 地域コミュニティ活動への支援 【効果】 地域コミュニティが活発になることで、持 続可能な地域が構築できる。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できること で、過疎地域の持続的発展につなが る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化の振興等

町民の自主的な文化・芸術活動を促進・支援するため、活動環境の整備や文化団体の育成、NPOや地域団体などと連携した文化体験プログラムの実施を積極的に行い、文化・芸術活動を推進していくことと併せて、文化交流センター「ひびき」を中心に、町内各文化関係団体との相互の連絡調整を図り本町文化の振興に寄与することを目的として、文化協会をはじめとする各種団体への支援が必要である。

本町には、国・県・町指定文化財 74 件があり、その他にも多種多様な文化財が残っている。特に石橋(眼鑑橋)は町内全域に点在し、35 基が確認されている。多くの石橋(眼鑑橋)は架橋後 100 年以上経過し、様々な要因により石材の劣化等が進んでいる。

そのため耐久性の低下が予想され、全体的な保存対策に取り組む必要がある。また、樹木などの天然記念物も生育状態が把握し難く、回復までに時間がかかるため、早めの対策が必要である。

堅志田城跡は平成 18 年 1 月に国指定史跡となり、国の歴史的財産として整備活用が望まれている。現在は町の整備計画及び保存管理計画に基づき、平成 21 年度から保存整備事業を継続していたが、度重なる災害発生により深刻な損害が発生しているため、復旧及び対策工事を実施しなければならない。

文化財の保存・活用としては、保存伝承地区等への支援、城跡調査をはじめとする各種学術調査、歴史探訪講座等の取組をおこなっているが、地域文化を継承する人材育成を図る必要がある。そのためにも、整備・保存、調査研究を進める文化財専門職員(学芸員)を配置し、上記の取組をより推進する必要がある。

(2) その対策

① 地域文化の振興等

文化交流センター「ひびき」の活用を促進し、自主文化事業等により、町民の文化意識の高揚に努め、町民の主体的な文化・芸術活動を促進するため、町内各文化関係団体との相互の連絡調整を図り、文化団体が主体的に活動できるように文化協会への支援や、貴重な資料や文化財の調査・保存に努め、郷土の歴史、文化に対し理解と関心が高まるよう歴史探訪講座などの学習機会の提供に努め、郷土芸能などの地域文化の継承活動を支援する。

石橋(眼鑑橋)をはじめとする指定文化財については、学術的な観点から適切な保存を図り、樹木等の天然記念物は科学的な診断に基づく保存に努める。

堅志田城跡は、近年の災害発生状況を踏まえ、災害復旧及び対策工事を先行し、全体的な整備計画の見直しを視野に入れ、継続して事業に取り組んでいく。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	堅志田城整備 事業	町	
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できる ことで、過疎地域の持続的発展に つながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町の基幹産業である第一次産業を支える豊かな自然環境を守っていくためにも、環境に負荷をかけないクリーンなエネルギー源の確保が重要となる。

当町でも、主要産業である林業において発生する間伐材等を活用した木質バイオマスの利活用や同じく主要産業である農業において発生する家畜ふん尿を利用したバイオマス発電の導入にかかる調査・検討を行うなど、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの普及が課題となっている。

(2) その対策

化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努める。また、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、公用車の更新時には電気自動車及び水素自動車購入の検討を行い、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

(3) 計画

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 地域文化振興施設等			
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

美里町は、平成 16 年に旧中央町と旧砥用町の合併により誕生しており、平成 27 年度から普通交付税の合併算定替えの縮減が始まり令和 2 年度からは一本算定となっている。自主財源の乏しい本町においては、歳入全体に占める地方交付税等の割合は令和元年度決算で 32%となっている。

平成 27 年度の社人研推計では、本町の 2060 年度の人口推計が 4,117 人、高齢化率 54%とされていたが、令和元年度の社人研推計では、2060 年度の人口推計が 3,021 人、高齢化率が 61%となっている。わずか 5 年の間に推計値が 1,000 人以上も減少、高齢化率は 7%上昇しており、人口減少や高齢化に拍車がかかっている。

以上のことにより今後は更に財政構造の弾力性が失われることが予想され、過疎対策事業への財源確保が難しくなることが考えられる。

(2) その対策

令和2年度より一本算定となり、今後は厳しい財政運営を強いられることとなるが、過疎からの脱却のためには、過疎対策事業の継続的な取組が必要であるため、今後は選択と集中による効率的かつ効果的な事業の選定により、過疎地域、集落の維持及び活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資する事業の財源として、過疎対策事業債を活用し、基金へ積立を行い、過疎対策の費用負担の平準化を図っていく。

(3) 計画

事業計画(令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)基金積立			
		基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、平成 29 年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年度に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、計画に基づき、公共施設の効果的な管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住支援事業	町	【事業例】 移住・定住者への補助 【効果】 地域の特性を活かし、多様な人材を活用できる。
	基金積立	空き家対策事業	町	【事業例】 空き家と利用希望者のマッチング 【効果】 移住定住希望者の受け皿としての機能や集落の景観や環境の改善が期待でき、地域コミュニティの活性化につながる。
基金積立事業		町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	特産物振興事業	その他	【事業例】 特産農産物の生産資材費の購入補助 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。
畜産振興事業		その他	【事業例】 繁殖用元牛の導入支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりにつながる。	

商工業・6次 化	中山間地域等 直接支払事業	その 他	【事業例】 農地維持に対する支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりに つながる。
	担い手農地集 積事業	その 他	【事業例】 農地集積に対する支援 【効果】 産業の創出による持続可能なまちづくりに つながる。
	産業連携事業	町	【事業例】 多様な事業者が連携した協議会への支 援 【効果】 地域コミュニティの強化や産業の創出によ る持続可能なまちづくりにつながる。
	商工振興事業	町	【事業例】 商工会への補助金の交付 【効果】 商工会の活性化により産業の創出による 持続的なまちづくりにつながる。
観光	観光広告事業	町	【事業例】 観光 PR 事業 【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につな がると共に、交流人口・関係人口の創出 につながる。
	イベント開催 事業	その 他	【事業例】 イベント主催者への補助 【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につな がると共に、交流人口・関係人口の創出 につながる。

		観光施設長寿命化計画策定事業	町	<p>【事業例】 長寿命化計画策定</p> <p>【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながると共に、交流人口・関係人口の創出につながる。</p>	
		企業誘致	企業誘致事業	町	<p>【事業例】 誘致企業への支援</p> <p>【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながる。</p>
		その他	有害獣被害防止事業	町	<p>【事業例】 狩猟免許取得や有害獣駆除に対する支援</p> <p>【効果】 持続可能な事業の構築。</p>
		基金積立	多面的機能支払事業	その他	<p>【事業例】 農地維持のための支援</p> <p>【効果】 地域の稼ぐ力を高め、所得の向上につながる。</p>
			基金積立事業	町	<p>【事業例】 基金積立</p> <p>【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。</p>
		3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	情報化	ICT 人材育成事業

	基金積立	基金積立事業	町	<p>【事業例】</p> <p>基金積立</p> <p>【効果】</p> <p>後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。</p>
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	公共交通運行支援事業	その他	<p>【事業例】</p> <p>美里バス、路線バスの運行支援</p> <p>【効果】</p> <p>過疎地域の利便性の向上、安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。</p>
	基金積立	公共交通活性化事業	町	<p>【事業例】</p> <p>バス利用者への支援</p> <p>【効果】</p> <p>過疎地域の利便性の向上、安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。</p>
基金積立事業		町	<p>【事業例】</p> <p>基金積立</p> <p>【効果】</p> <p>後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。</p>	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	リサイクル助成事業	その他	<p>【事業例】</p> <p>リサイクルをした地区へ支援</p> <p>【効果】</p> <p>安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。</p>
不法投棄対策事業		町、その他	<p>【事業例】</p> <p>不法投棄物の回収やパトロール等</p> <p>【効果】</p> <p>安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。</p>	

	<p>防災・防犯</p> <p>美里町明る化計画事業</p> <p>その他</p> <p>【事業例】 街灯設置の支援</p> <p>【効果】 安心安全で住みやすい持続可能な生活環境を構築する。</p>		
	<p>基金積立</p> <p>基金積立事業</p> <p>町</p> <p>【事業例】 基金積立</p> <p>【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。</p>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
児童福祉	<p>子育て支事業</p> <p>町</p> <p>【事業例】 保育料や子ども医療費の軽減、出生促進</p> <p>【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。</p>		
	<p>ひとり親会活動推進助成事業</p> <p>町</p> <p>【事業例】 ひとり親会活動費の補助</p> <p>【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。</p>		
	<p>母子保健事業</p> <p>町</p> <p>【事業例】 妊婦検診等</p> <p>【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。</p>		
	<p>障がい児保育補助事業</p> <p>町</p> <p>【事業例】 障がい児保育への補助</p> <p>【効果】 安心して子育てができることで持続可能な生活環境を構築する。</p>		

	高齢者・障がい者福祉	一般介護予防事業	町	【事業例】 認知症予防等 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
	健康づくり	重度心身障害者医療費助成事業	町	【事業例】 医療費の負担軽減 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
		予防接種委託事業	町	【事業例】 予防接種委託 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
		基金積立	基金積立事業	町
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	国民健康保険事業	町	【事業例】 健康診断、健康づくり事業 【効果】 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	幼稚園就園奨励費補助事業	町	【事業例】 保護者負担軽減 【効果】 安心して子育てができることで、持続可能な生活環境を構築する。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	町	【事業例】 生涯学習講座の開催 【効果】 住民が健康で生きがいを持って暮らせることで、持続可能な生活環境を構築する。
		スポーツイベント開催事業	町	【事業例】 スポーツイベントの開催 【効果】 住民が健康で暮らせることで持続可能な生活環境を構築する。
	その他	学校給食運営事業	町	【事業例】 学校給食運営委託 【効果】 安心して子育てができることで、持続可能な生活環境の構築
		学習支援事業	町	【事業例】 学習支援ソフトウェア運用、公営塾運営、プログラミング教室の実施 【効果】 子どもたちがいきいきと成長できる環境を整えることで、持続可能な生活環境を構築する。
		学校環境改善事業	町	【事業例】 学校運営委システム導入 【効果】 子どもたちが安心して学校生活を送る環

				境を整えることで、持続可能な教育環境を構築する。
		通学支援事業	町	【事業例】 スクールバス運行、通学費補助 【効果】 子どもたちが安心して学校生活を送る環境を整えることで、持続可能な教育環境を構築する。
		スクールバス管理外運行事業	町	【事業例】 社会見学時の移動支援等 【効果】 子どもたちがいきいきと成長できる環境を整えることで、持続可能な生活環境を構築する。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。
9 集落の整備等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域コミュニティ支援事業	町	【事業例】 地域コミュニティ活動への支援 【効果】 地域コミュニティが活発になることで、持続可能な地域が構築できる。
	基金積立	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、過疎地域の持続的発展につながる。

10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、 過疎地域の持続的発展につながる。
11 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、 過疎地域の持続的発展につながる。
12 その他地域 の持続的発 展に関し必要 な事項	(1)基金積立		
	基金積立事業	町	【事業例】 基金積立 【効果】 後年度にわたり事業が展開できることで、 過疎地域の持続的発展につながる。